

完全予約制
参加費無料

おうちのこれから セミナー & 個別相談会

これからのことでお困りやご心配なこと、
専門家に相談してみませんか？

相続
について

登記
相談

空き家
相談

解体
のこと

片付け
のこと

日時：令和6年6月22日(土)

『空き家に関するセミナー』 『個別相談会』

空き家の現状・管理に関する基礎知識
13:00～14:00

① 14:15～ ② 14:55～
③ 15:35～ ④ 16:15～

会場：山添村役場 3階 大会議室



今お住まいのご自宅や、ご両親が住んでおられるご実家、また相続はしたけれどほぼ使っていない空き家など、これからのことでお困りやご心配なこと、一度専門家に相談してみませんか？ はっきり決まっていなくてもかまいません。土地や建物の予備知識を得るだけで、いざという時に慌てることなく考えることができます。これを機会に、一度ご家族でお話しの機会を設けてみてはいかがでしょうか。



お申し込み方法

お電話でのお申し込み（ご希望時間枠をお電話にてご予約）

地域振興課 TEL:0743-85-0048

空き家コンシェルジュ山添事務所 TEL:0743-85-1955

上記にお電話いただき、予約をお申し込みください。
ご予約枠は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

おうちに関するご相談やご心配のお声 こんなご相談をお受けしています

おうちのこれから
個別相談会

実家を相続することになったが、未登記だった、どうしよう?!



終活の一つとして、相続や登記について知識を得ておきたい。

たまに帰る半空き家状態の実家、痛みが増えて管理が大変...



空き家バンクに登録するなら、家財や仏壇は全部片付け終わってなくちゃダメ?

このままいけば将来は空き家になりそう..今からできる準備って何?



国に寄付すればいいと思ってたけど、寄付ってそうそう出来ないってほんと?



相続登記が義務化されるの?家の法律っていつ、どう変わるの?!

家の悩みは千差万別、まずはお悩みをお話してください。

山添村への定住を希望される方が居住物件情報を検索できるよう、空き家バンクを設置し、情報を相互に交換するお手伝いをしています。また、空き家コンシェルジュでは、空き家の所有者と利用希望者、場合によっては不動産業者との交渉が円滑に進むようサポートします。(ただし、売買や賃貸契約には関与いたしません)。ご希望の場合は宅地建物取引業者をご紹介することも可能です。また、賃貸の場合は空き家コンシェルジュが所有者の方と利用者の間に入る「サブリース契約」も可能です。

空き家コンシェルジュ山添事務所 TEL:0743-85-1955

相談会までにご確認いただくとスムーズなコト

物件や土地や家屋の現状を把握するために確認させていただきます。



①納税通知書

②物件の図面や公図(あれば結構です)

③土地や建物の名義人確認

④ご家族やご親族の物件に対する意思確認

NPO法人空き家コンシェルジュは
山添村空き家バンクの運営業務受
託業者です。

